

新 旧 対 照 表

変更前		変更後													
<p>(特例措置)</p> <p>第8 <u>本要綱を制定する前に実施した事業のうち、第4及び第5の規定に適合するものは補助対象とする。</u></p> <p>別表第2 (第6第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1欄</td> <td>第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第2欄</td> <td><u>低減事業に要した日数(1学校等の数当たり3日を限度とする。)</u>に20,000円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助額の上限	第1欄	第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額	第2欄	<u>低減事業に要した日数(1学校等の数当たり3日を限度とする。)</u> に20,000円を乗じて得た額	<p>(特例措置)</p> <p>第8 <u>補助金の交付決定の前に実施した事業のうち、第4及び第5の規定に適合するものは補助対象とする。</u></p> <p>別表第2 (第6第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1欄</td> <td>第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第2欄</td> <td><u>低減事業を実施する学校等の数に64,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、83,000円)を乗じて得た額。</u> <u>ただし、私立高等学校にあっては110,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、129,000円)を乗じて得た額。</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助額の上限	第1欄	第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額	第2欄	<u>低減事業を実施する学校等の数に64,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、83,000円)を乗じて得た額。</u> <u>ただし、私立高等学校にあっては110,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、129,000円)を乗じて得た額。</u>
区分	補助額の上限														
第1欄	第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額														
第2欄	<u>低減事業に要した日数(1学校等の数当たり3日を限度とする。)</u> に20,000円を乗じて得た額														
区分	補助額の上限														
第1欄	第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額														
第2欄	<u>低減事業を実施する学校等の数に64,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、83,000円)を乗じて得た額。</u> <u>ただし、私立高等学校にあっては110,000円(高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、129,000円)を乗じて得た額。</u>														